

議案第19号

逗子市火災予防条例の一部改正について

逗子市火災予防条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月25日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市火災予防条例の一部を改正する条例

逗子市火災予防条例（昭和37年逗子市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第18条関係）（別紙）

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第3（第3条、第18条関係）

種 類			離 隔 距 離 (cm)					備 考	
			入 力	上 方	側 方	前 方	後 方		
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150		
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100		
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		
ふろがま	気体燃料 不燃以外 半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	—	15注	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。	
			内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	—	—	60		—
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	15		15
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	60		15
			内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては	—	15	60		—

			当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)					
	密閉式		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2注	2	2	
	屋外用		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	60	15	15	15	
不燃	半密閉式	浴室内设置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	4.5注	—	4.5
			内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	—	—	—
	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	4.5	—	4.5	
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	4.5	—	4.5
		内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	—	—	—	
			21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	—	—	—	
	密閉式		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては	—	2注	—	2	

					当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)							
		屋外用			21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	30	4.5	—	4.5			
	液体燃料	不燃以外			39kW以下	60	15	15	15			
		不燃			39kW以下	50	5	—	5			
		上記に分類されないもの			—	60	15	60	15			
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15		
					26kWを超え70kW以下	100	15	100	15	注1		
					温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150		
					強制排気型	26kW以下	60	10	100	10		
			密閉式		強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10		
	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5			
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150			
				強制排気型	26kW以下	50	5	—	5			
		密閉式		強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5			
		上記に分類されないもの			—	100	60	60	60	注2		
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式		組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こん	14kW以下	100	15 注	15	15 注		注：機器本体上方の側方又

			ろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ						は後方の離隔距離を示す。		
			据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注			
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0			
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0			
		上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200			
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100			
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50			
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
				半密閉式		12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	
						12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
				密閉式		42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15	
					フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15	15	
			不燃	開放式	フードを付けない場合	7 kW以下	30	4.5	—	4.5	
						フードを付ける場合	7 kW以下	10	4.5	—	4.5
					半密閉式		42kW以下	—	4.5	—	4.5
					密閉式		42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
					屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5
		フードを付ける場合		42kW以下		30	4.5	—	4.5		

				フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5		
液体燃料	不燃以外				12kWを超え70kW以下	60	15	15	15		
					12kW以下	40	4.5	15	4.5		
	不燃				12kWを超え70kW以下	50	5	—	5		
					12kW以下	20	1.5	—	1.5		
	上記に分類されないもの					23kWを超える	120	45	150	45	
						23kW以下	120	30	100	30	
ストーブ	気体燃料以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方方向に集中する場合には60cmとする。	
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5		
	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	15	15	80	4.5		
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5		
	液体燃料以外	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100		100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100		15
不燃		半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100		
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5		

	上記に分類されないもの			—	150	100	150	100		
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	
	上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50		
			内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30		
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
					フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
					フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			半密閉式			12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
			密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0
					壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			屋外用		フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15
					フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15
	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
			半密閉式			12kW以下	—	4.5	—	4.5
			密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
				瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0
壁掛け型、据置型					12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
屋外用				フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	

			フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
	液体燃料	不燃以外		12kW以下	40	4.5	15	4.5	
	液体燃料	不燃		12kW以下	20	1.5	—	1.5	
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15
			瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	15	15	15	
		密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
		壁掛け型、据置型		12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	4.5	—
	瞬間型			12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉式		常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
			瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
	壁掛け型、据置型			12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
	屋外用		常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5
	液体燃料		不燃以外		12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
		不燃		12kWを超え70kW以下	50	5	—	5	
上記に分類されないもの				—	60	15	60	15	

移動式ストーブ	気体燃料 不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	100	30	100	4.5	注1： 熱対流方向が一方 向に集中する場合 には60cmとする。 注2： 方向性を有するも のには100cmとす る。	
				全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100		
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	100	4.5	4.5 注1	4.5		
				強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
		不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	80	15	80		4.5
					全周放射型	7 kW以下	80	80	80		80
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	80	4.5	4.5 注1	4.5		
				強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
	液体燃料 不燃以外	開放式		放射型	7 kW以下	100	50	100	20		
				自然対流型	7 kWを超え12kW以下	150	100	100	100		
					7 kW以下	100	50	50	50		
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	100	15	100	15		
				温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え12kW以下	100	150	150	150		
					7 kW以下	100	100	100	100		
不燃			開放式		放射型	7 kW以下	80	30	—	5	
					自然対流型	7 kWを超え12kW以下	120	100	—	100	
			7 kW以下	80		30	—	30			
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	80	5	—	5		
温風を全周方向に吹き出すもの		7 kWを超え12kW以下		80	150	—	150				
		7 kW以下	80	100	—	100					
固体燃料					—	100	50 注2	50 注2	50 注2		
調理用		気体燃料 不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こ んろ（1 口）	5.8kW以下	100	15	15	15	注：機 器本体 上方の

器具	燃料	外		卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	側方又は後方の離隔距離を示す。		
			バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	100	15	15		15	
				加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7kW以下	50	4.5	4.5		4.5	
					卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7kW以下	15	4.5	4.5		4.5	
					炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW以下	30	10	10		10	
				圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	30	10	10	10			
			不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8kW以下	80	0		—	0
						卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0		—	0
				バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80	0		—	0
					加熱部が	卓上型オ	7kW以下	30	4.5		—	4.5

				隠ぺい	オープン・グリル (フードを付けない場合)							
					卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	7 kW以下	10	4.5	—	4.5		
					炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5		
					圧力調理器 (内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5		
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外				6 kW以下	100	15	15	15		
		不燃				6 kW以下	80	0	—	0		
		固体燃料				—	100	30	30	30		
電気 温風機	電気	不燃以外				2 kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。	
		不燃				2 kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注		
電気 調理用 機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部	4.8kW以下 (1口当たり2 kWを超え3 kW以下)	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離 (こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器で		
						—	20 注1	—	20 注1			
						—	10 注2	—	10 注2			
					4.8kW以下 (1口当たり1 kWを超え2 kW以下)	100	2	2	2			
						—	15 注1	—	15 注1			
						—	10 注2	—	10 注2			

				4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2	ない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。 注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
					—	10 注1 注2	—	10 注1 注2	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	100	2	2	2	
					—	10 注2	—	10 注2	
	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	80	0	—	0	
					—	0 注1 注2	—	0 注1 注2	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	80	0	—	0	
					—	0 注2	—	0 注2	
電気 天火	電気	不燃以外		2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。
		不燃		2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電子 レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。
		不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電気 ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	100	100	100	
			自然放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	

	不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	15	—	4.5	
		全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	80	—	80	
		自然放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	0	—	0	
電気乾燥器	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0 cmとする。
	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	注2：排気口面にあつては4.5 cmとする。
電気温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固定燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第93号）の公布に伴い、改正の要あるため提案する。